住まいとまちづくり

VOL.20

季刊 2013年12月1日発行

公益社団法人かながわ住まいまちづくり協会がお届けする総合住情報

New Wave 住まいのカタチ

話題の住宅を紹介します！

風土に適した家づくり

―２年目を迎えた地域型住宅ブランド化事業

木材の“地産地消”や地域密着型の住まいづくりを後押しする狙いから、国土交通省が2012年度からスタートさせた「地域型住宅ブランド化事業」が、2年目を迎えています。

この事業は、中小の住宅生産者による木造の長期優良住宅供給を促進するための助成制度で、１棟当たりの補助額は上限100万円ですが、地域材を活用した場合は上限120万円となります。

この事業の特徴として、事業提案が原木供給、製材・加工、建材流通から設計、施工に携わる事業者で組織される団体・グループによる共同提案であることが挙げられます。グループならではの特徴的な住宅像を明確化し、生産に当たっての共通ルールを定めるため、工務店等が１社単独で補助事業を提案する場合と異なり、立場の違う事業者が手を携え、知恵を出し合うことで、これまでにない特色ある住宅の提案が行われます。

また、この事業提案を通じて培われる事業者間のネットワークにより、その後の高品質の住まいづくりや地域材の安定的な供給体制につながっていくことが期待されています。

そこで、この事業に基づいて建築された地域型住宅の事例や、2013年度に神奈川において採択された14グループの概要を2-3面で紹介します。

インデックス

1-3面：New Wave［住まいのカタチ］
特集／風土に適した家づくり
―２年目迎えた地域型住宅ブランド化事業

4-5面：消費税率アップに伴う消費者救済

6-7面：Topics／
国内初の木造の大型商業施設、県公社のサービス付き高齢者向け住宅の開業の話題　ほか

8面：住宅地探訪 あの街は今…（視察ルポ）

建築事例紹介

個性豊かなモデルが続々誕生

かながわ200年の家　大和市／サンドエルイースト・ウェスト

【ブランドの特色（設計・仕様に関する共通ルール）】

○神奈川の地域特性を踏まえ東部・西部の２つのバージョンを用意。
《東部》主要構造材に神奈川県産材を 20% 以上使用、その他は全て合法木材とし、外壁にかながわ県産木材の板を 20m² 以上用いる。
《西部》主要構造材に神奈川県産材を 40% 以上使用、その他は全て合法木材とし、内外装にかながわ県産木材を 50m² 以上用いる。

○土台材はかながわブランド県産木材のヒノキ材とし、寸法は原則 20mm×120mm とする。また、床材や羽目板の寸法（幅と厚さ）も統一規格を設定。

○完成住宅には、「かながわ 200 年の家」ブランド証を玄関等に飾る。

２棟を横並びでなく、ずらして建てることで採光、通風効果を高める工夫も見て取れる

化粧梁をしつらえた寝室。天井が高く、トップライトによって自然の風を取り込むことができるようになっている

地域型住宅で建てた賃貸住宅

斬新な試みとして、一戸建ての賃貸住宅を２棟、地域型住宅で建てました。七寸角のヒノキの大黒柱のある LDK、化粧梁が印象的な寝室など、豊かな暮らしを連想させる住まいに仕上がっています。

《設計・施工》青木工務店（大和市）
《竣工年月》2013 年 3 月
《間取り》2LDK
《延べ床面積》81.24 ㎡
《敷地面積》85.65 ㎡

2013 年度の地域型住宅ブランド化事業に採択された神奈川の 14 グループ

地域型住宅の名称	グループの名称（事務局所在地／連絡先電話番号）	使用する地域材 ※	採択戸数
神奈川県産材を有効活用した“あんしん”“安全”な住まい	首都圏あんしん耐震住宅の会（横浜市鶴見区鶴見中央／☎ 045-521-5661）	かながわ県産木材	21
かながわ 200 年の家	かながわ 200 年の家をつくる会（横浜市神奈川区神奈川／☎ 045-453-9701）	かながわ県産木材、かながわブランド県産木材、合法木材	37
かながわの森で造る「神奈川の家」	チーム ウッドマイスター（横浜市西区北幸／☎ 045-311-2802）	かながわ県産木材、かながわブランド県産木材、合法木材	17
かながわｅ家（カナガワ イーイエ）	設計事務所と工務店のコラボで創る「新しいいえづくり応援団」（横浜市中区不老町／☎ 045-228-0755）	かながわ県産木材、かながわブランド県産木材、合法木材、静岡県産材、しずおか優良木材	7
かながわ木の香・長生き住宅	「かながわきずなの家」をつくる会（横浜市中区太田町／☎ 045-264-4103）	かながわブランド県産木材、合法木材	18
「住むーずハウス ～神奈川で住む ずーっとこの家で～」	神奈川住むーずの会（横浜市南区中村町／☎ 045-251-5481）	かながわ県産木材、かながわブランド県産木材、合法木材	16
里まちの家	北相模・甲斐東部（里まち）ネットワーク（相模原市緑区中野／☎ 042-784-1140）	かながわ県産木材、かながわブランド県産木材、山梨県産材、合法木材	13
さがみはら BRAND の木の家	さがみはら山の民と里の民ネットワーク（相模原市緑区橋本／☎ 042-779-7766）	かながわブランド県産木材、合法木材	3
笑顔が集う家	性能住宅を考える会（相模原市中央区並木／☎ 042-752-0101）	ニュージーラント産パイン材、長野・山梨県産カラマツ材、合法木材	15
「湘南プレミアハウス」	湘南プレミアハウス連絡協議会（厚木市七沢／☎ 046-248-0231）	かながわ県産木材、かながわブランド県産木材、合法木材	10
「元の家」（はじめのいえ）	「元の家」の会（厚木市上荻野／☎ 046-241-6159）	かながわブランド県産木材、しまねの木	6
アソヴィエ	アソビエクラブ湘 ShoW（海老名市中新田／☎ 046-240-8951）	かながわ県産木材、合法木材	11
地域優良住宅「絆を育む家」	関東 家守りネットワーク（秦野市鈴張町／☎ 0463-84-7370）	かながわ県産木材、ぐんま優良木材、ちばの木、合法木材	6
都市と森をつなぐ家	かながわの地域優良住宅をつくる会（小田原市寿町／☎ 0465-34-6600）	かながわブランド県産木材、合法木材	17

※ 使用する地域材に関して、「かながわ県産木材」は木材産地と生産者が証明されている木材。この産地認証された県産木材（スギ・ヒノキ等）のうち、含水率・強度など一定の基準を満たした良質な木材が、「かながわブランド県産木材」として認定されています。また「合法木材」は、国産材・輸入材を問わず、伐採等が適正に行われたことが証明された木材です。

風土に適した家づくり
―２年目を迎えた地域型住宅ブランド化事業

New Wave 住まいのカタチ

都市と森をつなぐ家　川崎市多摩区／Ｔ邸

【ブランドの特色（設計・仕様に関する共通ルール）】

○神奈川県・静岡県を主とした地域材を内装材としても採用し、木の温もりを感じる家づくりを行う。

○特別な動力機器ではなく建築設計の工夫によって自然エネルギーを利用したり、居室の２方向以上に風が流れるようにする。開口部は日射を遮る措置として庇、Low-E ガラス（板ガラスの表面に特殊金属膜をコーティングしたもの）、レースカーテンのいずれかを設置する。

○大地震に対する備えのために、耐震等級［3］を必須とする。

○家族構成の変化に対応するために、１カ所以上、部屋数を可変できる設計・施工を行う。

落ち着いた雰囲気の LDK

玄関わき、道路に面したご主人の工房

夫婦二人暮らしを満喫できる家に建て替え

中古で購入し、長らく暮らした一戸建てをご主人の定年を機に建て替え。ご夫婦それぞれの趣味を楽しみつつ寄り添って活動的に過ごすための居心地が考慮されており、無垢板の天井、床や漆喰壁などの自然素材に、時を刻んで大切に使ってきた木製家具が違和感なく馴染んでいます。また、太陽熱を用いて床暖房や給湯を行う「OM ソーラー」の導入により、省エネ効果の高い環境に優しい住まいが実現しました。

《設計・施工》鈴木工務店（東京都町田市）
《竣工年月》2013 年 8 月　《間取り》3LDK
《延べ床面積》107.9 ㎡《敷地面積》119.29 ㎡

神社の鎮守の森に近接し、高台で眺望や日当たりに恵まれた立地

２階の寝室に隣接して設けられた奥様の書斎

湘南プレミアハウス　鎌倉市／Ｋ邸

【ブランドの特色（設計・仕様に関する共通ルール）】

○設構造材の 50% に、強度・含水・寸法精度がチェックされた神奈川ブランド県産木材を使用し、柱は県産のヒノキ材を銘柄指定。また、内装仕上げ材もかながわ県産材を 20 ㎥以上用いるほか、「丹沢箱根ヒノキ合板」を下地材等に積極的に使用して原木の消費流通量拡大に寄与する。

○耐震性について、次の３つのうちのいずれかを満たすことを必須とする。①直下率（２階の壁・柱と１階の壁・柱の位置が一致する割合）を壁 60% 以上、柱 50% 以上とし、かつ耐震等級［2］以上②耐震等級［3］以上③構造計算を実施する

○省エネ等級［4］以上、建築場所に応じて塩害対策を施すなど、環境を配慮した住宅とする。

吹き抜けや畳コーナーが和みと心地よさを与えてくれる LDK

隣家の壁が迫る敷地のため、プライバシーを確保しつつ日光や風を取り入れる工夫が求められた K 邸

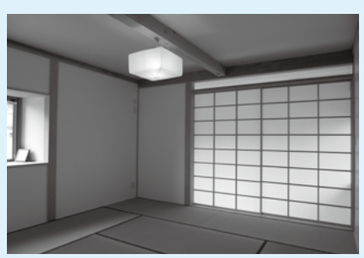

２階の寝室は畳敷きの和室

子育て、家事のしやすさと開放感を重視

１歳のお子さんを持つ、共働きのご夫婦が要望したのは「家事に配慮したナチュラルモダンの家」。隣家によって居住条件が左右されそうな敷地のため、日照と通風を確保しつつ外部からの視線を遮るＬ型の間取りプランを採用。家事動線や室内物干しのスペースなど使い勝手を考慮するとともに、1階 LDK の天井を吹き抜けとし、開放的で爽快な空間が生み出されています。安らぎを感じさせてくれる木組みの空間や畳・障子の和のデザイン、夏涼しく冬暖かい温熱環境をもたらすエアサイクル工法を用いているのもポイントです。

《設計・施工》神奈川エコハウス（藤沢市）
《竣工年月》2013 年 4 月　《間取り》3LDK ＋ロフト
《延べ床面積》110.13 ㎡《敷地面積》127.78 ㎡

2014年4月1日～

消費税率引き上げに伴い、住宅購入者の負担を軽減する措置が講じられることとなりました。

10 月 1 日の安倍晋三首相の正式表明により、17 年間 5%を保ってきた消費税率が、2014 年 4 月から 8%に引き上げられることが決まりました。併せて、この増税が消費経済に影響を及ぼすことが予測され、引き上げ前後の落差を最小限にするため、国民の負担を軽減する措置を講じていくことも閣議決定されました。マイホームについては、今年度の税制改正で「住宅ローン減税」の拡充が既に決まっていましたが、収入が低くて所得税の納税額が少ないなど増税分が軽減されない人たちを配慮して「すまい給付金」制度も実施されることとなりました。二つの制度のポイントを簡単に紹介します。

1 住宅ローン減税の拡充

＝住宅ローンを借り入れた人の所得税等の負担を軽くします。

適用期日	～ 2014 年 3 月（現行）	2014 年 4 月～ 2017 年末 ※1
最大控除額（10 年間合計）	200 万円 ※2（20 万円 ×10 年）	400 万円 ※2（40 万円 ×10 年）
控除率、控除期間	1%、10 年間	1%、10 年間
住民税からの控除上限額 ※3	9.75 万円 / 年（前年課税所得 ×5%）	13.65 万円 / 年（前年課税所得 ×7%）
主な要件	①床面積が 50 ㎡以上であること ②借入金の償還期間が 10 年以上であること ③住宅の引渡しまたは工事の完了から 6 ヶ月以内に、減税を受けようとする者が自ら居住すること	

※1）2014 年 4 月以降でも経過措置により 5% の消費税率が適用される場合や消費税が非課税とされている中古住宅の個人間売買などは、2014 年 3 月までの措置が適用されます。

※2）長期優良住宅、低炭素住宅の場合は最大控除額が上積みされ、2014 年 3 月までが 300 万円、2014 年 4 月～ 2017 年が 500 万円となります。

※3）所得税から控除しきれない場合には、住民税からも一部控除されます。

《対象となる住宅について、押さえておきたいポイント》

新築住宅	引き渡しが 2014 年 4 月 1 日以降になる注文住宅で、契約を 2013 年 10 月 1 日より前に交わした建物については消費税率は 5%が適用され、住宅ローン減税も 2014 年 3 月までの措置が適用されます。
中古住宅	上記の表の主な要件に加え、次のいずれかに適合し、耐震性能を有していることが必要です。 築年数 木造：20 年以内 耐火構造：25 年以内 OR 耐震基準に適合していることの証明書 耐震基準適合証明書 既存住宅性能評価書（耐震等級 1 以上） 既存住宅売買瑕疵保険の付保証明書
増築・リフォーム工事	工事費が 100 万円以上で、次のいずれかに該当しているものが対象です。 1. 増改築、建築基準法に規定する大規模な修繕または大規模の模様替えの工事 2. マンションの専有部分の床、階段または壁の過半について行う一定の修繕・模様替えの工事 3. 家屋のうち居室、調理室、浴室、便所、洗面所、納戸、玄関又は廊下の一室の床または壁の全部について行う修繕・模様替えの工事 4. 耐震改修工事（現行耐震基準への適合） 5. 一定のバリアフリー改修工事、省エネ改修工事

2 すまい給付金制度の創設

＝ 2014 年 4 月から 2017 年 12 月まで、引き上げ後の消費税率が適用される住宅を取得する場合、現金が給付されます。

給付額 ＝ 給付基礎額 × 登記上の持分割合

基礎額は収入額の目安（県民税の所得割額）によって決定

収入額の目安	県民税の所得割額	給付基礎額
425 万円以下	6.93 万円以下	30 万円
425 万円超　475 万円以下	6.93 万円超　8.44 万円以下	20 万円
475 万円超　510 万円以下	8.44 万円超　9.43 万円以下	10 万円

※ 住宅ローンを利用しない現金取得者に限り、年齢が 50 歳以上で収入額の目安が 650 万円以下（県民税の所得割額が 13.38 万円以下）であれば給付金が出ます。

《対象となる住宅の要件（住宅ローンの利用がある場合）》

新築住宅	中古住宅 ※1
①床面積が 50 ㎡以上であること	
②住宅瑕疵担保責任保険への加入など、施工中等に第三者の現場検査を受け、一定の品質が確認された住宅	②既存住宅売買瑕疵保険への加入など、売買時等に第三者の現場検査を受け、現行の耐震基準および一定の品質が確認された住宅

※1）給付の対象となる中古住宅は、売り主が宅地建物取引業者である中古住宅（中古再販住宅）だけで、個人間売買による住宅は消費税が課税されないため対象外となります。

【申請等に関する問い合わせ】

すまい給付金準備事務局ナビダイヤル：0570-064-186（土・日・祝含む 9:00 ～ 17:00）

私たちは建築事業者をサポートするこんな取り組みを通して、県民の皆様の豊かな住ライフの実現を後押ししています。

設立 40 年の伝統と信頼

- 住宅瑕疵にかかわる各種保険の取り扱い
- 建築確認検査　適合証明（フラット 35）　住宅性能評価
- 住宅性能証明　長期優良住宅技術的審査　住宅省エネラベル適合性評価
- 低炭素建築物技術的審査 New
- 特殊建築物等定期報告　神奈川の住まいと森林（もり）づくり支援事業
- 木材利用ポイント発行・交換申請の受け付け業務 New
- すまい給付金の「現金取得者向け新築対象住宅証明書」発行業務 New
- インターネットサイト「リフォーム評価ナビ」の運営支援

一般財団法人 神奈川県建築安全協会 ☎ 045(212)3956 ／ FAX 045(201)2281

Topics

10月31日にオープンしたサウスウッド。外観㊤と、ガラス越しにのぞく集成材の柱と梁㊦

木造の商業施設が駅前に出現

横浜市都筑区・センター南駅

耐火集成材の柱・梁を用いた国内初の大型木造商業施設が、2013 年 10 月 31 日、横浜市都筑区の市営地下鉄・センター南駅前にオープンしました。「サウスウッド」と名付けられたこの商業モールは、地下 1 階、地上 4 階建てで延床面積 10,874.33 ㎡。ガラス張りの大胆で開放的な空間の中に柱と梁の構造部分が表出し、木造建築の新たな可能性を具現化した先駆け事例として話題を呼んでいます。

これまで防火地域に建設される大規模建築物は、建築基準法により厳しい耐火性能が求められ木造での建設は困難とされてきましたが、サウスウッドは国土交通大臣認定を取得した耐火集成材「燃エンウッド」を採用することで、法的基準をクリアしました。燃エンウッドは建設大手の竹中工務店が開発。表層部と建物の荷重を支える中心部の間にモルタル等を用いた耐火層が設けられ、火災が発生した場合には、表層部の炭化と耐火層の働きで内部への燃焼を防ぎ、中心部が守られる仕組みになっています。

2007 年にスパン（柱間の長さ）4.5 m程度の木造建築に用いるスギ材の耐火集成材として国土交通大臣認定を取得しましたが、その後、都心部の商業施設やオフィスの空間設計に求められる 9 mのスパンに対応するため使用木材をより強度のあるカラマツに変更。2011 年 12 月、改めて国土交通大臣認定を取得し、通常の建築確認申請の手続きのみで 4 階建ての木造耐火建築物、もしくは最上階から数えて 4 階下の階までを木造化した耐火建築物を建設できるようになったことから、延床面積が 10,000 ㎡を超える商業施設に採用されたものです。

大規模建築物を木造で建てる最大のメリットは、地球環境への貢献度が大きいことが挙げられます。サウスウッドに使われた集成材は、長野県産のカラマツ間伐材を原料とした柱 56 本と梁 114 本。木は伐採後に加工されてもそこに含まれる炭素が固定され続けるため、これを全て鉄筋コンクリート造で建設していた場合と比較した試算では、原木伐採後の新規植林による光合成の効果（大気中の CO^2 の吸収）なども含めると、約 1,400t の CO^2 削減が見込めるということです。業界ではさらに、5 階建て以上の木造が可能となる耐火部材の開発も進んでおり、今回の商業施設におけるチャレンジが呼び水となり、木の味わいを生かした魅力ある建物づくりが広まっていくことが期待されます。

県公社のサービス付き高齢者向け住宅オープンへ

相模原市南区・相武台団地で 12 月 13 日

神奈川県住宅供給公社（横浜市中区、猪股篤雄理事長）が相模原市南区の相武台団地において進めている「団地活性化事業」の一環で、高齢者・子育て支援の複合施設「コンチェラート相武台」＝**写真㊦**＝が 12 月 13 日にオープンを迎えることとなりました。

相武台団地における「活性化事業」は、公社が昭和 40 年代に供給した郊外型団地の多くで建物の経年劣化や高齢化の進行が著しいことを背景に、新たな活路を見い出すプロジェクトとしてスタート。神奈川県のモデル事業としても位置づけられ、①高齢者・子育て支援の複合施設整備のほか、②住み替え支援③団地コミュニティの活性化―といった 3 つの取り組みを総合的に行うもので、今回そのうちの複合施設ができあがりました。

建物は RC 造 4 階建て、延べ床面積 3,216.25 ㎡で、2 ～ 4 階には国として整備・登録を推進している「サービス付き高齢者向け住宅」62 戸を配置。1 階には高齢者の在宅生活を支える介護・看護・医療の機能に加え、子育て支援施設と地域交流スペースも併設し、多世代が集い笑顔の絶えない交流拠点を育んでいきたい考えです。

また県公社によれば、相武台団地では引き続き住民や地域関係者らと協力して「住み替え支援」および「団地コミュニティの活性化」の取り組みを推進。効果や課題を検証し、他団地への展開も検討していくそうです。

コンチェラート相武台（サービス付き高齢者向け住宅）の入居や資料請求等の問い合わせは、県公社団地再生事業部団地再生課☎ 0120-600-982 へ。

まち協・事務局だより

「住宅リフォーム講座」のご案内

リフォームでできることや工事トラブル防止のポイント、リフォームしたら減税になる制度など、リフォームの際に役立つポイントを解説します。

日時：平成 2014 年 1 月 8 日 14:00 ～ 16:00
（開場 13:30）
会場：横浜市開港記念会館1階　1号室
講義内容：
1. 安心・快適な住宅リフォームの進め方
2. リフォームの減税制度やリフォームの保険制度などのご紹介

参加費：無料

●申し込み
かながわ住まいまちづくり協会☎ **045-664-6896** へ。
※**FAX（045-664-9359）**の場合は、氏名、電話番号、FAX 番号を明記の上、ご送信ください。

住まいのリフォーム相談（定期開催）も

これからご自宅をリフォームされる方を対象に、まち協に所属する女性建築士が相談に応じます。予約制の窓口相談で、県内の住宅所有者が対象。相談料は無料。相談日は毎月第２木曜日の午後２時間程度で、１週間前までに電話（☎ **045-664-6896**）で予約を受け付けます。

住宅かしの保険 豆知識

充実してきた任意保険のメニュー

「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律」（住宅瑕疵担保履行法）が施行され、新築住宅の売主または請負人がお客様に新築住宅を引き渡す際には、「保証金の供託」または「保険（住宅瑕疵担保責任保険）への加入」が義務付けられましたが、保険法人の一つである住宅保証機構(株)では、新築住宅のほかに任意の保険として既存住宅のかしに備える保険も提供しています。

まず、戸建住宅やマンションの専有部分のリフォーム工事で事業者が加入するのが「まもりすまいリフォーム保険」。マンションの共用部分の工事については「まもりすまい大規模修繕かし保険」が利用できます。事業者のお話では、最近、管理組合（居住者）の方たちから、見積もり提示や説明会の際に、保険への加入の有無について確認されるようになってきたということです。

一方、売買される既存（中古）住宅を対象としたのが「まもりすまい既存住宅保険」。これは販売した既存住宅にかしがあったとき、その補修費用に対して保険金が支払われます。宅建業者が買い取って売却する【宅建業者売主型】と、宅建業者が仲介する【個人売主型】の二種類あり、【宅建業者売主型】では宅建業者が保険契約者となるのに対して、【個人売主型】は既存住宅を検査する検査機関が保険契約者となる点が大きく異なっています。

また【宅建業者売主型】については、保証期間を短縮したり、保険金支払い限度額を低くしたメニューも追加され、消費税率の引き上げに伴い制度化された「すまい給付金」を申請するときにも利用しやすくなりました。

既存住宅を対象とした保険は、このほかに手続きを簡素化した「まもりすまい売買・リフォームセット保険」が商品化されていますが、いずれにしましても今後、既存住宅の活用が増加していくことが予想され、それに伴いこれらの保険の重要性が増していくものと思われます。

このように私どもが取り扱っている「まもりすまい保険シリーズ」では、新築住宅から既存住宅までいろいろな保険を用意していますので、消費者の皆様には、いざというときの対策も視野に入れた事業者選びの目安にしていただき、事業者の皆様にとっては、事故による損失を抑え、お客様の信頼を高めるために役立てていただきたいものです。

（一般財団法人神奈川県建築安全協会住宅部・塚田操六）

住まいとまちづくり VOL.20

2013 年 12 月 1 日発行【季刊】

発行／公益社団法人かながわ住まいまちづくり協会
〒 231-0011　横浜市中区太田町 2-22　神奈川県建設会館 4 階
☎ 045-664-6896　FAX 045-664-9359
http://www.machikyo.or.jp/
E-mail　admin@machikyo.or.jp

発行人／寶積 泰之

編集責任者／鈴木 富男

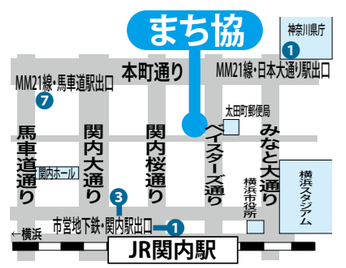

JR根岸線・関内駅北口、南口から徒歩５分
横浜市営地下鉄・関内駅１番、3番出口から徒歩5分
みなとみらい線・日本大通り駅１番出口から徒歩5分
みなとみらい線・馬車道駅7番出口から徒歩10分
横浜メディア・ビジネスセンター隣

住宅地探訪
あの街は今…

「かながわのまちなみ100選」選定から４半世紀

魅力ある住宅地を維持するには、何が必要なのでしょうか。県内の緑豊かな住宅街や雰囲気の良い商店街のたたずまいを記録した「かながわのまちなみ100選」が発行されたのが1987年。４半世紀が経った今もなお、魅力ある住宅地に隠されたヒントを見つけに、カメラ片手にルポして回ります。

其の二　秦野・平沢湧水群の里

県内で唯一、典型的な盆地・扇状地の地形を有する秦野市には豊富な地下水が蓄積され、湧水や自噴井戸が古くから人々の暮らしを潤してきました。小田急線・秦野駅の南西に位置する平沢地区は、この自噴水を利用した庭園や白壁と日本瓦の塀・土蔵のある家々が連なり、周辺の田園地帯と調和したのどかな景観が「まちなみ100選」に選ばれました。

❶「まちなみ100選」選定時に、写真で紹介された路地。㊨が現在の景観で、正面奥に丸枠で拡大した土蔵が残っていました。㊧は当時の景観です＝出典：かながわのまちなみ100選

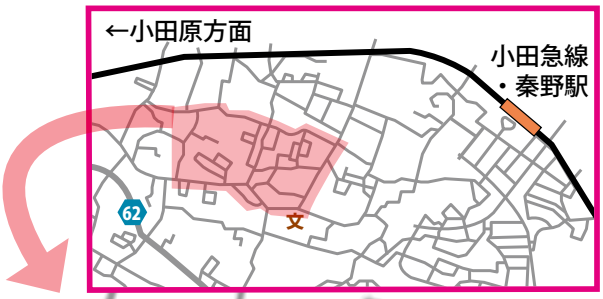

❻ 杜のとうふ工房
㈫9：00～17：00、無休

豊富な水量の個人宅の井戸水を分けてもらい、平沢地区で豆腐づくりに情熱を注ぐ「杜のとうふ工房」の諸星さん㊧（自噴井戸のお宅のご主人㊨とともに）。水だけでなく、原料の大豆にもこだわり、近所の畑を借りて「津久井在来」という品種の栽培も始めました。その〝幻の大豆〟で作る豆腐は、毎月7のつく日に販売しているそうです。

❷ 畑に設けられた自噴の水場は地域の人々に無償で提供されています

❸ 自噴水による庭園と白壁の土蔵が見事なお宅

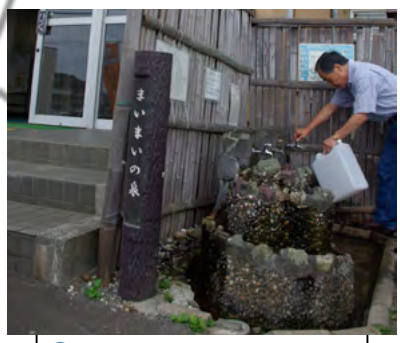

❹ 水質汚染の一大事を克服し、名水復活のシンボルとして南公民館敷地内に整備された「まいまいの泉」（自噴井戸）

❺ こんこんと優しげに水が染み出す「小藤川湧水」

まち巡りで感じた【魅力的な住宅地を維持するキーワード】

地域資源を守る取り組み＋行政・住民の団結

水質を維持する取り組み ⇒ **安心できる地下水**

秦野市は1989年、全国初の地下水保全条例を整備し、工場等で使用される化学物質により汚染された地下水の水質を他に例を見ない早さで改善することに成功。2004年には「名水復活宣言」がなされました。

水量を保全する取り組み ⇒ **豊富な地下水**

その後、少雨のため一部の自噴水が出なくなる事態も発生。水質だけでなく自噴水の安定的な確保を図るため、地下水位の監視や、住宅の雨水浸透装置の設置が進められています。

このような「秦野名水」を守る取り組みがあってこそ、田園風景や湧水のある景観、個人宅の庭園を継承することができているのです。＝ **地域ならではのまち並みの維持**

また近年は「秦野名水」のブランド力を高めるべく、市民の提案事業など、利活用の拡大に向けた検討・試行も始まっています。